平成２８年（フ）第１６７１号
愛知県春日井市如意申町７丁目７番地10　県営松山住宅２棟205号
債務者　岩城登志之
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５７号
神奈川県小田原市荻窪541番地　守屋アパート208号、前住所神奈川県小田原市荻窪588番地
債務者　高橋　俊彦
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６４０号
神奈川県厚木市温水987番地１
債務者　三宅まみ子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５１２号
名古屋市中区東桜２丁目18番24号　イトーピア新栄マンション304号
債務者　藤田ロリータこと　ＣＬＡＲＫ　ＬＯＲＥＴＡ　ＳＥＰＴＩＭＯ
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６号
山口市黒川81番地２　ゆめの里くろかわ、前住所山口市三和町15番44―403号
債務者　御手洗盛男
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納279番地　２Ｆ
債務者　喜舎場明人
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９４号
釧路市昭和中央６丁目20番６号
債務者　石田起絵子（旧姓池崎）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月６日午後３時
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第９７６号
東京都あきる野市野辺1150番地17
債務者　荒井　潤治
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７８号
静岡市駿河区中田本町11番17―303号
債務者　内田希生子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８４号
静岡県藤枝市郡１丁目６番19号　コーポ藤101号
債務者　小倉　一則
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８５号
静岡県藤枝市郡１丁目６番19号　コーポ藤101号
債務者　小倉　由加
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７２号
東京都立川市一番町４丁目65番地の50ＭＡＣ立川一番町コート108号
債務者　青木　　舞
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０７８号
東京都八王子市中野町2730番地１サンコーポ102号
債務者　田丸　　愛
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３３７号
神奈川県藤沢市鵠沼石上２丁目８番16―102号
債務者　加藤　美涼
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３２号
静岡県浜松市北区初生町1158番地の２　マローネ・スカラ208
債務者　田島　政弘
1　決定年月日時　平成28年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４３５号
静岡県浜松市東区原島町400番地の１ホウルハウス神谷Ａ201
債務者　山下　良和
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係